社会保険庁長官は、厚生年金保険の受給権者又は受給権者であった者(未支給の保険給付の支給を請

# 第二 特別加算金の支給

保険給付遅延特別加算金の支給

額となるようにするための加算金の支給に関し必要な事項を定めるものとすること。(第一条関係)支払うこととされた日よりも大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う定の訂正を含む。以下同じ。)が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば法による保険給付(これに相当する給付を含む。以下同じ。)又は国民年金法による総付(これに相当する給付を含む。以下同じ。)又は国民年金法による総付(これに相当する給付を含む。以下同じ。)又は国民年金法による総付(これに相当す公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で厚生年金保険の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、この法律は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録

### 無一 蔥加

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律要綱

が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとさ利を有する者を含む。)について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に当該受給権に係る裁定社会保険庁長官は、国民年金の受給権者又は受給権者であった者(未支給の年金の支給を請求する権

## 二。給付遅延特別加算金の支給

者に対し支給するものとすること。 (第二条関係)。より算定した額 (以下「保険給付遅延幹別加算金」という。) を、当該保険給付を支払うこととされるれた日から当該保険給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところに礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払われることとさされる保険給付又はこれに相当する保険給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。) の全額を基金の給付に係る時効の特例等に関する法律 (以下「時効特例法」という。) の規定により支払うものと金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとされる保険給付 (厚生年金保険の保険給付及び国民年「施行日」という。) 以後に当該受給権に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該年求する権利を有する者を含む。) について、年金記録の訂正がなされた上でこの法律の施行の日 (以下

## 第四 不服申立て

すること。 (第七条第一項関係)びに同法の基礎年金拠出金に関する規定 (他の法令のこれらに相当する規定を含む。) を適用するものと給付及び国民年金法による給付とみなして、厚生年金保険法及び国民年金法の国庫の負担に関する規定並ること。この場合において、加算金をそれぞれ当該加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険する費用は、それぞれ厚生年金保険事業に要する費用及び国民年金事業に要する費用に含まれるものとす保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金(以下第三において「加算金」という。)の支給に要

#### 第三 費用

総付を支払うこととされる者に対し支給するものとすること。 (第三条関係) 祝を勘案して政令で定めるところにより算定した額 (以下「給付遅延特別加算金」という。)を、当該定が行われたならば支払われることとされた日から当該給付を支払うこととする日までの間の物価の状るものに限る。以下同じ。)の全額を基礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁れる給付(時効特例法の規定により支払うものとされる給付又はこれに相当する給付として政令で定め

- 一 施行期日
- 第六 施行期日等

の徴収及び時効について所要の規定を設けること。(第四条から第六条まで及び第十二条関係)保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関し、受給権の保護、公課の禁止、不正利得

第五 受給権の保護等険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないものとすること。(第十一条関係)

険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないものとすること。 (第十一条関係)3 1又は2の処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての再審査請求又は審査請求に対する社会保

- することができるものとすること。 (第九条関係) 係る給付遅延特別加算金の支給に関する処分等に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求を2 厚生年金保険法による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金又は国民年金法による脱退一時金に
- 対して再審査請求をすることができるものとすること。 (第八条第一項関係)服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に日 保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する処分等(2の処分等を除く。)に不

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの とすること。(附則第一条関係)

- 1 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する経過措置
  - 日 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金は、施行日前に第二の一又は二の裁定が行われた 者に対しても支給するものとすること。ただし、施行日前に当該保険給付又は当該給付を支払われた 者(以下「死支払者」という。)に対する保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給は、 当該者の請求により行うものとすること。(附則第二条第一項関係)
  - 2 1のただし書の場合において、公布日以後に当該保険給付又は当該給付を支払われた既支払者である。
  - って、施行日において当該保険給付に係る受給権に基づき厚生年金保険法による保険給付を受けてい
    - るもの又は当該給付に除る受給権に基づき国民年金法による給付を受けているものは、施行日におい

    - て、1のただし書の請求をしたものとみなすものとすること。 (附則第二条第二項関係)
  - - (2により1のただし書の請求をしたものとみなされるものを除く。)が施行日以後に死亡した場合

(附則第二条第八項及び附則第三条第二項関係)

- ら 1のただし書、3及び4の請求は、施行日から五年以内に行わなければならないものとすること。
- じくしていたものは、自己の名で、当該保険給付に係る保険給付遅延特別加算金又は当該給付に係る 給付遅延特別加算金の支給の請求を行うことができるものとすること。(附則第二条第三項関係) む。)をした後に死亡した場合又は3により保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の 請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき保険給付遅延 特別加算金又は給付遅延特別加算金でその支払を受けなかったものがあるときは、その者の配偶者、 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたも のは、自己の名で、その未支給の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求を行 うことができるものとすること。 (附訓第三条第一項関係)

においては、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。

以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同

に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとすること。 (附則第四条関係)国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務

第七 年金給付の支給に係る業務に係る体制の整備